

基本規程 改正(案)

現 行	改 正 案	備 考
<p>第4章 登 録</p> <p>第80条〔代理人等〕</p> <p><u>加盟チームおよび選手は、選手契約に関し、弁護士、FIFA規程に則りFIFA加盟国協会が認定するプレーヤーズエージェント以外の者を代理人、仲介人等の名称のいかんにかかわらず、かつ、直接であると間接であるとを問わず、一切関与させてはならない。また、選手契約に代理人が関与する場合、その者は契約書に明記されなければならない。</u></p> <p>〔別 紙 1〕競技および競技会における懲罰基準</p> <p>3. その他の違反行為</p> <p style="text-align: center;">新規</p>	<p>第4章 登 録</p> <p>第80条〔選手エージェント等〕</p> <p><u>選手エージェントの活動およびその役務の利用については、別に定める「日本サッカー協会 選手エージェント規則」に従うものとする。</u></p> <p>〔別 紙 1〕競技および競技会における懲罰基準</p> <p>3. その他の違反行為</p> <p><u>3 - 4 . チームによる違反行為</u></p> <p><u>1 試合において同一チームの5名以上の選手等が、警告または退場(または退席)処分となった場合、当該チームに対して罰金が科される。</u></p> <p><u>同一チームの何人かの選手等が審判等に集団で詰め寄って、脅しをかけるような言葉や態度を用いた場</u></p>	<p>「日本サッカー協会 選手エージェント規則」制定に伴う改正</p> <p>FIFA懲罰規程(第52条 チームの不当行為)に合わせて変更する。なお、チームに対する罰金はJリーグのチームのみが対象となる。</p>

<p>4 . 罰 金</p> <p>4 - 1 . 罰金を科す場合は次の基準による。</p> <p>(1) <u>Jリーグディビジョン1の場合、出場停止処分1試合あたり金10万円以下</u></p> <p>(2) <u>その他の場合、出場停止処分1試合あたり金5万円以下</u></p> <p>4 - 2 . <u>アマチュアの選手等およびアマチュアの選手のみで構成された団体に対しては、罰金を科さないものとする。</u></p>	<p><u>合、あるいは、見苦しい抗議を執拗に繰り返し行なった場合、当該チームに対して罰金が科される。</u></p> <p><u>前2項についての罰金は以下の通りとする。</u></p> <p>(1) <u>Jリーグディビジョン1の場合：金50万円</u></p> <p>(2) <u>Jリーグディビジョン2の場合：金25万円</u></p> <p>4 . 罰 金</p> <p>4 - 1 . <u>選手等に対する罰金</u></p> <p>(1) <u>Jリーグディビジョン1の場合：出場停止処分1試合あたり金10万円</u></p> <p>(2) <u>Jリーグディビジョン2の場合：出場停止処分1試合あたり金5万円</u></p> <p>(3) <u>JFLの場合：出場停止処分1試合あたり金5万円(ただし、アマチュアの選手等は除く)</u></p> <p>(4) <u>地域リーグその他の場合：出場停止処分1試合あたり金5万円(ただし、アマチュアの選手等は除く)</u></p> <p>4 - 2 . <u>加盟チームに対する罰金</u></p> <p>(1) <u>Jリーグの加盟チームには、本規程に従い、罰金が科されるものとする。</u></p>	<p>選手に対する罰金とチームに対する罰金を区別し、分かりやすくする。</p> <p>選手に対する罰金について、Jリーグのアマチュア選手も対象となるように変更する。</p>
---	---	--